

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第96回）議事概要

1 日 時

令和元年6月21日（金）14時00分～15時41分

2 場 所

総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

川濱 昇（部会長）、大谷 和子、藤井 威生、森 亮二、山下 東子、
吉田 裕美子

（以上6名）

（2）専門委員（敬称略）

相田 仁

（以上1名）

（3）総務省

谷脇総合通信基盤局長、秋本電気通信事業部長、
竹村総合通信基盤局総務課長、廣瀬事業政策課企画官、
大村料金サービス課長、大塚料金サービス課企画官、
大磯料金サービス課課長補佐、梅村消費者行政第一課長

（4）事務局

佐藤情報流通行政局総務課課長補佐

4 議 題

（1）答申事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成31年度の接続料の改定等）

【諮問第3115号】

審議の結果、答申を踏まえた補正申請が行われた後、東日本電信電話株式会社については将来原価方式に係る接続料を除き、西日本電信電話株式会社については将来原価方式に係る接続料及び通信用建物に係る年額料金額（コロケーションのスペース代の一部）を除き、認可することが適当との答申をした。

【内容】

本件は、電気通信事業法第33条第2項に基づく接続約款の変更認可について、総務大臣から諮問を受けたもの。

(2) 諮問事項

ア 電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号）の施行に伴う関係省令等の整備【諮問第3116号】

審議の結果、本件について意見募集を実施し、提出された意見を踏まえ審議を行うことを決定した。

【内容】

本件は、今国会において可決成立し、本年5月17日に公布された「電気通信事業法の一部を改正する法律」（令和元年法律第5号）の施行に伴う関係省令等について総務大臣から諮問を受けたもの。この法律でモバイル市場の競争の促進及び利用者利益の保護を図るため、電気通信事業法施行規則等について、所要の規定の整備を行うもの。

イ 電気通信事業法第34条第1項の規定による第二種指定電気通信設備の指定等【諮問第3117号】

審議の結果、本件について意見募集及び再意見募集を実施し、提出された意見及び再意見を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行うこととした。

【内容】

本件は、電気通信事業法第34条第1項の規定に基づき、Wireless City Planning 株式会社及びUQ コミュニケーションズ株式会社の設置する電気通信設備を指定し、電気通信事業法施行規則等について、所要の規定の整備を行うもの。

ウ 電気通信事業法施行規則の一部改正（初期契約解除に伴う対価請求費用項目の追加）【諮問第3118号】

審議の結果、本件について意見募集を実施し、提出された意見を踏まえ審議を行うことを決定した。

【内容】

本件は、MVNOサービスが初期契約解除された際の対価請求費用項目として、SIMカードの提供に要する費用を追加することについて諮問を受けたもの。

エ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（網終端装置に係る接続メニューにおける新たな区分の追加）【諮問第3119号】

審議の結果、本件について補正申請が行われた後に、意見募集を2回実施し、提出された意見を踏まえ審議を行うことを決定した。

【内容】

本件は、依然として増加傾向にあり、今後も増加が見込まれるインターネットトラフィックへの更なる対応として、NTT 東日本・西日本のNGNとISPを接続するための設備である網終端装置（PPPoE接続のもの。）の接続メニューにおいて新たな区分を追加するため、第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更認可について諮問を受けたもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担 当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 佐藤・星

電 話：03-5253-5694

FAX：03-5253-5714

メール：ip-council@soumu.go.jp